

令和 2 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 3 年 11 月

関東信越国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査の件数は大幅に減少したが、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査し、1件当たりの追徴税額は増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が3千4百件（前事務年度6千8百件）、着眼調査が7百件（同4千2百件）であり、合計4千1百件（同1万1千件）、このほか、簡易な接触の件数は5万8千件（同4万2千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は6万2千件（同5万3千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は3万7千件（同3万5千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、409億円（同889億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは382億円（同753億円）、着眼調査によるものは27億円（同136億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は350億円（同253億円）となっており、調査等合計では759億円（同1,142億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、72億円（同128億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは69億円（同117億円）、着眼調査によるものは2億円（同11億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、173万円（同116万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は26億円（同12億円）となっており、調査等合計では98億円（同140億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計			
		特別・一般		着眼		計							
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		
調査等件数	件	6,835		4,173		11,008		41,722		52,730			
		3,402	49.8%	729	17.5%	4,131	37.5%	58,310	139.8%	62,441	118.4%		
申告漏れ等の 非違件数	件	6,224		3,166		9,390		25,445		34,835			
		3,075	49.4%	565	17.8%	3,640	38.8%	33,262	130.7%	36,902	105.9%		
申告漏れ 所得金額	百万円	75,278		13,610		88,887		25,301		114,188			
		38,190	50.7%	2,746	20.2%	40,936	46.1%	34,957	138.2%	75,893	66.5%		
追徴税額	本税	百万円	9,713		951		10,665		1,195		11,860		
			5,713	58.8%	209	22.0%	5,922	55.5%	2,477	207.3%	8,399	70.8%	
	加算税	百万円	1,962		139		2,101		16		2,118		
			1,219	62.1%	27	19.4%	1,246	59.3%	128	800.0%	1,374	64.9%	
計	百万円	11,675		1,090		12,766		1,212		13,978			
		6,932	59.4%	236	21.7%	7,168	56.1%	2,605	214.9%	9,773	69.9%		
一件当たり	申告漏れ 所得金額	万円	1,101		326		807		61		217		
			1,123	102.0%	377	115.6%	991	122.8%	60	98.4%	122	56.2%	
	追徴税額	本税	万円	142		23		97		3		22	
				168	118.3%	29	126.1%	143	147.4%	4	133.3%	13	59.1%
		加算税	万円	29		3		19		0.04		4	
	36	124.1%	4	133.3%	30	157.9%	0.2	500.0%	2	50.0%			
計	万円	171		26		116		3		26			
		204	119.3%	33	126.9%	173	149.1%	4	133.3%	15	57.7%		

(注) 1 令和2年7月から令和3年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、2千6百件(前事務年度2千1百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千9百件(同1千7百件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、127億円(同127億円)となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	元事務年度	2事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		2,126	2,629	123.7
土地建物等		1,693	2,209	130.5
株式等		433	420	97.0
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		1,714	1,892	110.4
土地建物等		1,340	1,540	114.9
株式等		374	352	94.1
③		%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)		80.6	72.0	△ 8.6
土地建物等		79.1	69.7	△ 9.4
株式等		86.4	83.8	△ 2.6
④		百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額		12,726	12,716	99.9
土地建物等		10,749	10,463	97.3
株式等		1,977	2,253	114.0
⑤		万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		599	484	80.8
土地建物等		635	474	74.6
株式等		457	536	117.3

- (注) 1 土地建物等は、土地建物(分離課税所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。
2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり実地調査の件数は大幅に減少したが、無申告等の調査を重点的に実施することにより、1件当たりの追徴税額は増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1千7百件（前事務年度3千7百件）、着眼調査が2百件（同1千4百件）であり、合計1千9百件（同5千件）、このほか、簡易な接触の件数は9千7百件（同4千2百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万2千件（同9千3百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は7千7百件（同6千9百件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、22億円（同41億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは21億円（同38億円）、着眼調査によるものは9千万円（同3億円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、118万円（同81万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。

- また、簡易な接触による追徴税額は7億円（同3億円）となっており、調査等合計では29億円（同44億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	3,668		1,369		5,037		4,241		9,278		
	1,673	45.6%	205	15.0%	1,878	37.3%	9,748	229.9%	11,626	125.3%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	3,217		1,151		4,368		2,510		6,878		
	1,442	44.8%	182	15.8%	1,624	37.2%	6,122	243.9%	7,746	112.6%	
追 徴 税 額	本 税	3,088		259		3,347		291		3,638	
		1,761	57.0%	70	27.0%	1,831	54.7%	614	211.0%	2,445	67.2%
	加 算 税	679		67		746		14		759	
		370	54.5%	15	22.4%	385	51.6%	63	450.0%	448	59.0%
	計	3,767		326		4,093		305		4,398	
		2,131	56.6%	85	26.1%	2,216	54.1%	677	222.0%	2,893	65.8%
一 件 当 た り	本 税	84		19		66		7		39	
		105	125.0%	34	178.9%	97	147.0%	6	85.7%	21	53.8%
	加 算 税	19		5		15		0.3		8	
		22	115.8%	7	140.0%	21	140.0%	0.6	200.0%	4	50.0%
	計	103		24		81		7		47	
		127	123.3%	41	170.8%	118	145.7%	7	100.0%	25	53.2%

(注) 1 令和2年7月から令和3年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、395件（前事務年度701件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,279万円（同1,231万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,123万円に比べ1.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は51億円（同86億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は289万円（同310万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の204万円に比べ1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は11億円（同22億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は378万円（同537万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の204万円に比べ1.9倍と高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		元事務年度	2事務年度		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	件数	件		件数	件		
調査件数	件		701	395	56.3%		3,402
申告漏れ等の非違件数	件		632	336	53.2%		3,075
申告漏れ所得金額	億円		86	51	59.3%		382
追徴税額	億円		22	11	50.0%		69
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,231	1,279	103.9%		1,123
	追徴税額	万円	310	289	93.2%		204

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		元事務年度	2事務年度		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	件数	件		件数	件		
調査件数	件		60	38	63.3%		3,402
申告漏れ等の非違件数	件		56	31	55.4%		3,075
申告漏れ所得金額	億円		13	7	53.8%		382
追徴税額	億円		3	1	33.3%		69
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,094	1,907	91.1%		1,123
	追徴税額	万円	537	378	70.4%		204

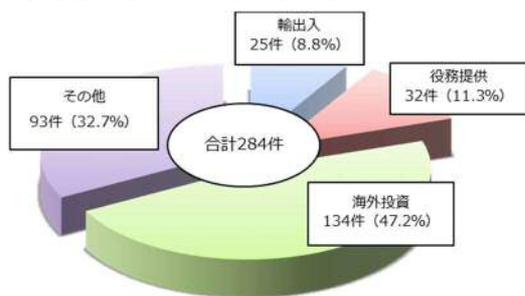
2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、284件（前事務年度493件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,575万円（同1,359万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,123万円と比べ1.4倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は45億円（同67億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は412万円（同236万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の204万円と比べ2.0倍となっています。また、追徴税額の総額は12億円（同12億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等		2事務年度 対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	元事務年度	2事務年度				
調査件数	件	493	284	57.6%	3,402	
申告漏れ等の非違件数	件	437	244	55.8%	3,075	
申告漏れ所得金額	億円	67	45	67.2%	382	
追徴税額	億円	12	12	100.0%	69	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,359	1,575	115.9%	1,123
	追徴税額	万円	236	412	174.6%	204

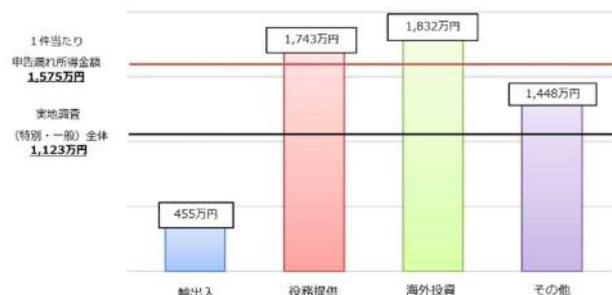
○ 取引区分別の調査状況



(注) () 内の数値は構成比

- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



3 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況 ～新たな分野の経済活動も的確に申告漏れを把握～

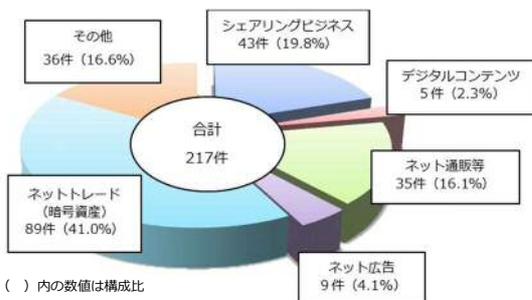
- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、217件（前事務年度394件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,656万円（同1,200万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,123万円に比べ1.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は36億円（同47億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は466万円（同178万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の204万円に比べ2.3倍となっています。また追徴税額の総額は10億円（同7億円）に上ります。

（注）シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		元事務年度	2事務年度		
調査	件数	394	217	55.1%	3,402
申告漏れ等の非違	件数	363	194	53.4%	3,075
申告漏れ所得	金額	47	36	76.6%	382
追徴	税額	7	10	142.9%	69
一件当たり	申告漏れ所得	1,200	1,656	138.0%	1,123
	追徴税額	178	466	261.8%	204

○ 取引区分別の調査状況



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 ネットトレード（暗号資産）・・・FXなどのネットトレード、暗号資産など
- 6 その他・・・1～5に該当しない新分野の経済活動に該当する取引

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



4 無申告者に対する調査状況

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和2事務年度においては、542件（前事務年度1,355件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,001万円（同1,947万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,123万円に比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は108億円（同264億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は260万円（同201万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の204万円の1.3倍となっています。また、追徴税額の総額は14億円（同27億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和2事務年度においては、634件（同1,472件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は185万円（同167万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の127万円の1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は12億円（同25億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査状況

<所得税>

項目	事務年度等			2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	元事務年度	2事務年度	対前年比	
調査件数	1,355	542	40.0%	3,402
申告漏れ所得金額	264	108	40.9%	382
追徴税額	27	14	51.9%	69
1件当たり 申告漏れ所得金額	1,947	2,001	102.8%	1,123
1件当たり 追徴税額	201	260	129.4%	204

<消費税>

項目	事務年度等			2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	元事務年度	2事務年度	対前年比	
調査件数	1,472	634	43.1%	1,673
追徴税額	25	12	48.0%	21
1件当たり 追徴税額	167	185	110.8%	127

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	小 売 業 ・ 犬	2,275	560	2
2	野 菜 栽 培 農 業	2,241	832	-
3	キ ャ バ ク ラ	2,005	559	1
4	製 図 設 計 士	1,486	282	9
5	経 営 コ ン サ ル タ ン ト	1,466	310	-
6	一 般 貨 物 自 動 車 運 送	1,397	252	-
7	特 定 貨 物 自 動 車 運 送	1,357	174	-
8	ダ ンプ 運 送	1,289	149	8
9	弁 護 士	1,286	242	4
10	冷 暖 房 設 備 工 事	1,267	276	-

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成23事務年度		平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額
		万円		万円		万円		万円		万円
1	廃棄物処理	2,237	産婦人科医	2,862	風俗業	2,675	キャバレー	2,594	キャバレー	2,717
2	プログラマー	1,956	キャバレー	1,756	畜産農業(肉用牛)	1,884	情報サービス	1,822	畜産農業(肉用牛)	2,092
3	キャバレー	1,766	不動産代理仲介業	1,663	バ	1,675	畜産農業(肉用牛)	1,753	風俗業	1,661
4	バ	1,650	バ	1,631	キャバレー	1,521	整形外科医	1,638	タイル工事	1,579
5	整形外科医	1,569	畜産農業(肉用牛)	1,533	防水工事	1,197	冷暖房設備工事	1,455	耳鼻咽喉科医	1,375

	平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額
		万円		万円		万円		万円		万円
1	畜産農業(肉用牛)	3,209	バ	2,870	風俗業	2,871	キャバクラ	3,352	小売業・犬	2,275
2	犬猫医	2,674	キャバクラ	2,842	キャバクラ	2,204	小売業・犬	2,314	野菜栽培農業	2,241
3	キャバレー	1,927	ナイトクラブ	2,549	製図設計士	1,848	鉄骨、鉄筋工事	1,688	キャバクラ	2,005
4	学習塾経営	1,706	施設園芸農業(きのこ)	1,867	運転代行業	1,791	弁護士	1,601	製図設計士	1,486
5	型枠工事	1,706	焼肉	1,858	眼科医	1,770	ブロック工事	1,576	経営コンサルタント	1,466

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。

2 平成29事務年度2位の「キャバクラ」及び3位の「ナイトクラブ」は、平成28事務年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、それぞれの業態に合わせて管理を細分化したものである。